

第2回智頭町議会定例会会議録

令和元年6月14日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第35号 専決処分について
- 第 4. 議案第36号 専決処分について
- 第 5. 議案第37号 専決処分について
- 第 6. 議案第38号 専決処分について
- 第 7. 議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定について
- 第 8. 議案第39号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第40号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第41号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第42号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正について
- 第15. 議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正について
- 第16. 議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第19. 議案第51号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正について

- 第 20. 議案第 52 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 53 号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 54 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 56 号 工事請負契約の締結について
- 第 24. 陳情について
- 第 25. 発議第 3 号 智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 第 26. 発議第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 27. 発議第 5 号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について
- 第 28. 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 29. 発議第 7 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 第 30. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 35 号 専決処分について
- 第 4. 議案第 36 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 37 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 38 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 44 号 智頭町森林整備促進基金条例の制定について
- 第 8. 議案第 39 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 40 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 41 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 1 1 . 議案第 4 2 号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 1 2 . 議案第 4 3 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 3 . 議案第 4 5 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて
- 第 1 4 . 議案第 4 6 号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正
について
- 第 1 5 . 議案第 4 7 号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正について
- 第 1 6 . 議案第 4 8 号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 第 1 7 . 議案第 4 9 号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 第 1 8 . 議案第 5 0 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 1 9 . 議案第 5 1 号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正について
- 第 2 0 . 議案第 5 2 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 第 2 1 . 議案第 5 3 号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につい
て
- 第 2 2 . 議案第 5 4 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につい
て
- 第 2 3 . 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 4 . 陳情について
- 第 2 5 . 発議第 3 号 智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の
制定について
- 第 2 6 . 発議第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 2 7 . 発議第 5 号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出につい
て
- 第 2 8 . 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 2 9 . 発議第 7 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係
る意見書の提出について

第30. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（11名）

2番	安道泰治	3番	國本誠一
4番	河村仁志	5番	大河原昭洋
6番	高橋達也	7番	岩本富美男
8番	中野ゆかり	9番	岸本眞一郎
10番	酒本敏興	11番	大藤克紀
12番	谷口雅人		

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教育	長	長石彰祐
病院事業管理者		葉狩一樹
総務課	長	矢部整
企画課	長	酒本和昌
税務住民課	長	江口礼子
教育課	長	國岡厚志
地域整備課	長	迎山恵一
山村再生課	長	山本進
地籍調査課	長	岡田光弘
福祉課	長	小谷いず美
会計課	長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長		藤森啓次
総務課参事		福安教男
病院事務部長		矢部久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子
書 記 金谷百恵

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、高橋達也議員、7番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

智頭町議会基本条例に基づき、令和元年5月22日から24日に実施した議会報告会の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第35号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第35号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第36号

○議長(谷口雅人) 日程第4、議案第36号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第37号

○議長(谷口雅人) 日程第5、議案第37号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第38号

○議長(谷口雅人) 日程第6、議案第38号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第44号

○議長(谷口雅人) 日程第7、議案第44号 智頭町森林整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 3 9 号

○議長（谷口雅人） 日程第 8、議案第 3 9 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 0 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 4 0 号

○議長（谷口雅人） 日程第 9、議案第 4 0 号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 0 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第41号

○議長（谷口雅人） 日程第10、議案第41号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第42号

○議長（谷口雅人） 日程第11、議案第42号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第43号

○議長（谷口雅人） 日程第12、議案第43号 令和元年度智頭町介護保険事

業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第45号

○議長（谷口雅人） 日程第13、議案第45号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第46号

○議長（谷口雅人） 日程第14、議案第46号 国民健康保険智頭病院看護師奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第47号

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第47号 智頭町法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第48号

○議長(谷口雅人) 日程第16、議案第48号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第49号

○議長(谷口雅人) 日程第17、議案第49号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第50号

○議長(谷口雅人) 日程第18、議案第50号 智頭町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 51 号

○議長（谷口雅人） 日程第 19、議案第 51 号 智頭町道路占用及び占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 52 号

○議長（谷口雅人） 日程第 20、議案第 52 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 53 号

○議長（谷口雅人） 日程第21、議案第53号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第54号

○議長（谷口雅人） 日程第22、議案第54号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第56号

○議長（谷口雅人） 日程第23、議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このたび、追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第56号 工事請負契約の締結につきましては、新智頭図書館建設工事の工事請負契約締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものです。

以上、追加提案しました議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、追加議案1ページをごらんください。

議案第56号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、新智頭図書館建設工事。工事場所は、智頭町大字智頭地内であります。請負金額、4億9,390万円。契約の相手方は、新智頭図書館建設工事ジュウケン・原田特定建設工事共同企業体。代表者は、鳥取市賀露町113番地2、株式会社ジュウケン、代表取締役、加藤辰宏。

契約方法は、随意契約であります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回の入札は、予定価格に対して最低価格を示した業者、約1,000万円ぐらいの差があったと業界誌のほうでは見っていますが、それを予定価格内におさめるために設計変更して、材料の見直しをして、業者がある程度請負金額で入札を、合意をしたという状況のようですが、その見直しをした部分についてはどのようなところを見直したのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） まず今回、設計変更は行っておりません。設計変更はせずに、VE案といたしまして、基本的な機能や設計は変更せずに、代替のものであるとか、そういったもので見積もりを見直しをして、それについて協議を進めて予定価格内を見積書をいただいて、仮契約をいたしております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあ、具体的にどのような部分を見直して、その差額ですね、それを圧縮したというのは、余り具体的にはわからないというようなことになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 具体的には、全体を見直したということでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） それでは、具体的に全体をとということでは、全然具体的になっていないので。

あとは、ちょっと心配するのは、これまでもいろんな中学校、保育園でも追加工事という形で金額がふえていますので、やはりこの請負金額で完成させるという強い意志を持っているというような、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 昨今の建設事情といたしましても、建設物価は急激に高騰しております。今後も原契約内、仮契約内ではおさめていく努力はいたしますが、やむを得ない事情、そういった建設の物価であるとか、そういったまた設計の変更が出るという場合も想定されますので、そういった場合はまた変更の契約をお願いすることとなると思います。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この契約というか、工事期間中に物価、資材で高騰があ

っても、この入札ということについては、その金額で業者が責任を負うという形になると思うんですが、それを役場のほうがある程度そんたくをして、これでは赤字になるので見直すというようなことにするという意味でしょうか。それとも、やはりこの契約金額については当然、業者がしっかりと責任を持ってもらうというような考えに立つんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回、資材の調達に時間を要するということが想定されます。そういった意味で、工事期間が長くなるということもありますので、そういった意味で建設物価の高騰ということは、考慮する場面が出てくるかもしれないという意味で申し上げました。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 提示された請負金額は、税込みだということで10%の税率だということです。しかしながら、10%の消費税率は10月からでありまして、6、7、8、9、3カ月ちょっとですか、は8%なわけです。このところの消費税の扱い方というか、考え方の説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 本年の9月いっぱいまで工事が終われば、もちろん8%で消費税は構わないんですが、今回の場合、工期を令和2年の3月31日の予定で仮契約をいたしております。その場合は10%ということとなっておりますので、10%で仮契約をいたしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。執行部はそのまま、議員の皆さんは全協室へ直ちにお集まりください。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前10時54分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第56号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、以上で討論を終結し、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第24、陳情についてを議題とします。

6月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月7日の本会議において付託を受けた陳情について、6月11日に委員会を開き慎重に審査した結果、陳情第6号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について(陳情)は、採択と決定しました。

陳情第8号 自家発電機設置等に係る要望書は、採択と決定いたしました。

陳情第9号 山郷地内信号機の現状復旧の陳情は、趣旨採択と決定しました。

陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情は、採択と決定しました。

陳情第12号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書は、採択と決定しました。

陳情第13号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書は、趣旨採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑並びに討論を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第6号は採択、陳情第8号は採択、陳情第9号は趣旨採
択、陳情第11号は採択、陳情第12号は採択、陳情第13号は趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告し
ます。

6月7日の本会議において付託を受けた陳情について、6月12日に委員会を
開き慎重に審査した結果、陳情第7号 口早野集落(古屋上谷)土砂流出防止対
策及び水路改良の陳情は、趣旨採択と決定しました。

陳情第10号 鳥巣部落水路改良についての陳情書は、採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第7号は趣旨採択、陳情第10号は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第25. 発議第3号

○議長(谷口雅人) 日程第25、発議第3号 智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、大藤克紀議員。

○11番(大藤克紀) 発議第3号 智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について。

平成30年4月以降、議会運営委員会及び全員協議会において、議会改革に関するさまざまな検討を進め、平成30年12月定例会において議会改革に関する調査特別委員会を設置した後は、より具体的な方策等を議論してきました。

その中の1つとして、議員が町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保を鑑みるとき、相応の対応が必要であるとの結論に至りました。

これにより、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例となる、智頭町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、今定例会に委員会提出議案として提出するものです。

内容については、お手元に配付の議案書のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 発議第4号

○議長(谷口雅人) 日程第26、発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふ

るさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27．発議第5号から日程第29．発議第7号まで 3案

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第27、発議第5号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出についてから、日程第29、発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての3議案を一括して議題とします。

本案につきましては、議会規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

日程第27、発議第5号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出についての、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口雅人) 日程第30、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年度第2回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年6月14日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男